

蟹江町
重層的支援体制整備事業
実施計画

令和8年3月策定

蟹江町

目次

はじめに	2
1 重層的支援体制整備事業について	4
(1) 包括的相談支援事業	
(2) 参加支援事業	
(3) 地域づくり事業	
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
(5) 多機関協働事業	
2 会議体の設置・運営について	11
重層的支援体制整備事業における支援フロー	

はじめに

地域共生社会の実現に向けて

これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮者といった対象者の属性に応じて制度が構築されてきました。

しかし、実際の地域住民が抱える課題は、80代の親と50代の子が共に支援を必要とする「8050問題」や育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満のこどもが家族の介護や世話を担う「ヤングケアラー」など、複合的な課題を持つケースが増えてきています。

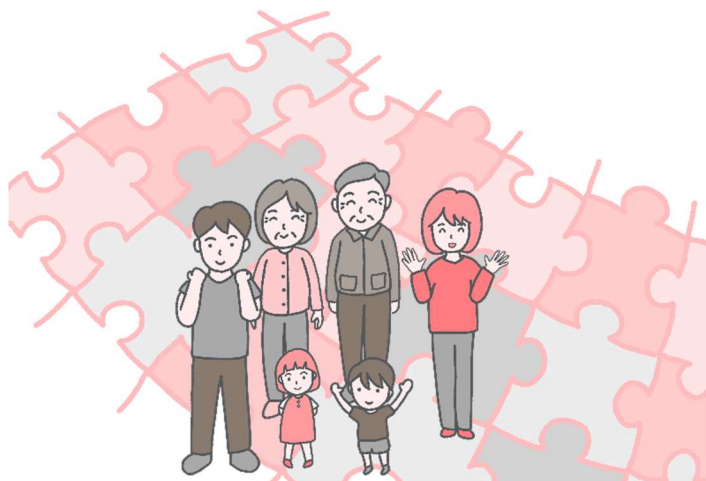
これらの課題に対して、従来の制度では十分に対応できず、制度のはざまに取り残されてしまう人々が出てきました。

蟹江町の方針

社会福祉法の改正により、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設され、当町では、3年間の移行準備期間を経て、令和8年4月から「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしました。

「重層的支援体制整備事業」の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されていますので、令和8年度からの事業実施に向けて「蟹江町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

当実施計画の策定においては、令和8年4月から新たにはじまる町の福祉分野の上位計画「第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が掲げる基本理念『ともにいきる つながりのまち かにえ』に沿って策定しています。



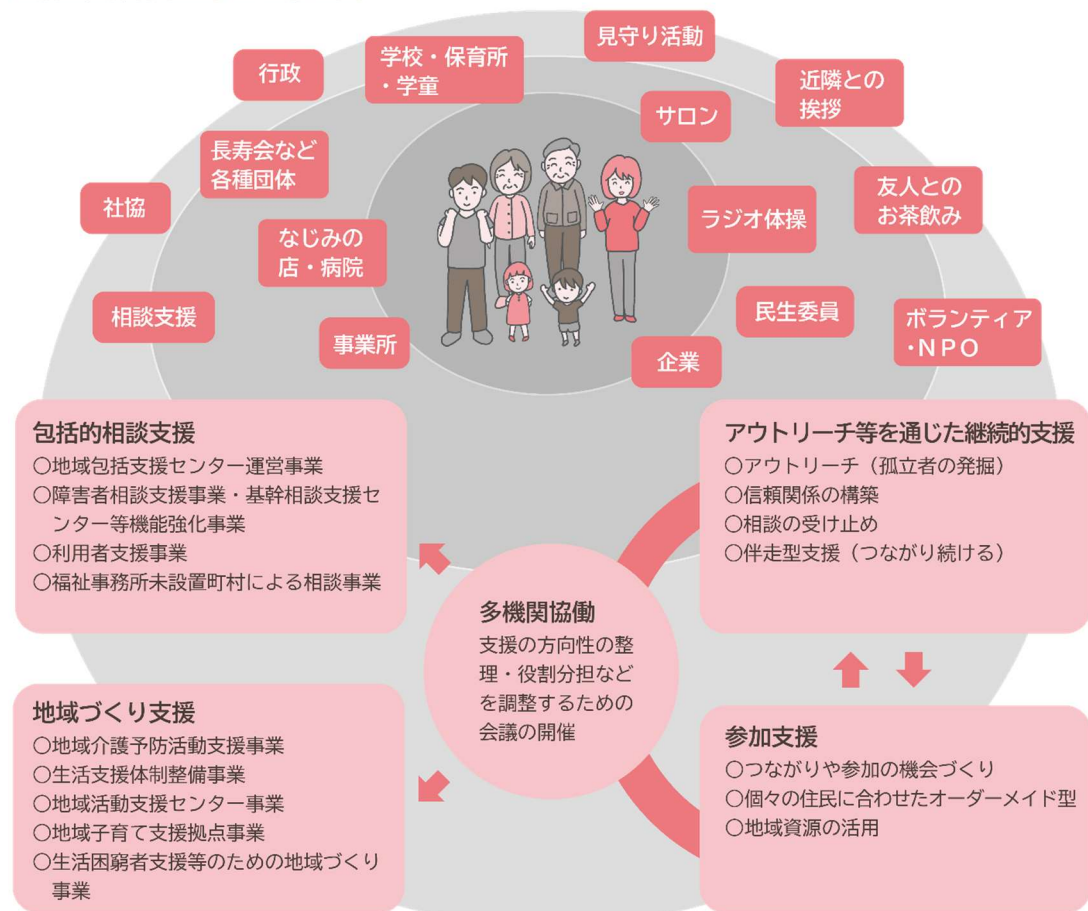
計画期間と評価見直し

当実施計画の期間は1年間とし、第3次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間（令和8年度から令和13年度まで）、毎年度事業の実施状況等を確認し、事業評価を行います。併せて、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、年度ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、PDCAサイクルにより実施計画の見直しの議論を行っていきます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地域福祉計画	→					
重層的支援体制整備事業実施計画	→	→	→	→	→	→

包括的支援体制に向けた概念図



1 重層的支援体制整備事業について

「属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業です。

そこで、当町では、分野ごとの関係課や社会福祉協議会をはじめとした関係機関等の各分野の既存の相談拠点や地域資源を活かしながら、町の東西に配置するコミュニティソーシャルワーカーを中心に重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現と包括的支援体制の整備を進めます。

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮の各分野で実施している相談事業において、包括的に相談を受け止め、分野ごとの相談機関では解決が難しいケースは、適切な相談機関や支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、町民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応していきます。

蟹江町の包括的相談支援事業の各分野の体制

No.	施 策	
1	事業名	地域包括支援センター運営事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第1号イ
	分野	高齢
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	65歳以上の高齢者及びその家族
	事業内容	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、総合的な相談支援や権利擁護、包括的・継続的なケア体制の構築をはじめとしたさまざまな支援を行います。
	実施方法	委託
	実施機関	蟹江川以東：蟹江町東地域包括支援センター 蟹江川以西：蟹江町西地域包括支援センター
人員配置	保健師その他これに準ずる者 社会福祉士その他これに準ずる者 主任介護支援専門員その他これに準ずる者	

2	事業名	障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第1号ロ
	分野	障がい
	担当課	保険医療課
	支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者やその家族及び障がい児、又は疑いがある者
	事業内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業を行います。
	実施方法	委託
実施機関	(障害者相談支援) 社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会 社会福祉法人愛知県厚生事業団 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会 愛知県青い鳥医療療育センター (基幹相談支援センター) 海部南部権利擁護センター	
3	事業名	利用者支援事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第1号ハ
	分野	こども・子育て
	担当課	こども家庭課
	支援対象者	妊産婦及び子育て家庭の親とそのこども
	事業内容	妊娠期から子育て世帯を包括的に支援することを目的に、妊娠準備期から出産、こども・子育てに関する相談を受け付けます。 また、こどもへの虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもやその家庭に関する相談に対し、母子保健と児童福祉分野双方が一体的に対応します。
	実施方法	直営

	実施機関	こども家庭センター
	人員配置	保健師、こども家庭支援員等
4	事業名	福祉事務所未設置町村による相談事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第1号ニ
	分野	生活困窮
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	生活に困窮している方及びその家族
	事業内容	一次的な相談支援として、生活に困窮している方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、県（海部福祉相談センター）との連絡調整、自立相談支援事業に適切につなげていきます。
	実施方法	直営
	実施機関	介護福祉課

(2) 参加支援事業

支援対象者の本人やその世帯の状況等を把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充等を図ることで、支援対象者のニーズに合った支援メニューを考えていきます。マッチングした後も、支援対象者のニーズが満たされているかフォローアップしていきます。

また、当町では、「多機関協働」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」とともにコミュニティソーシャルワーカーが中心となって、一体的に実施します。

蟹江町の参加支援事業の体制

No.	施策	
1	事業名	参加支援事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第2号
	分野	高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	既存の社会参加に向けた事業では対応できない者
	事業内容	支援が必要な人やその世帯の状況を把握して、地域の社会資源とのマッチングを行います。

実施方法	委託
実施機関	蟹江川以東：一般社団法人あいち福祉振興会 蟹江川以西：社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会
人員配置	コミュニティソーシャルワーカー

(3) 地域づくり事業

高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮の分野ごとに行われている既存の事業をいかにしながら、世代や属性に関わらず交流できる場や居場所を整備します。また、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、地域のプラットフォームの形成や地域の活動の活性化を図ります。

蟹江町の地域づくり事業の体制

No.	施 策	
1	事業名	地域介護予防活動支援事業（高齢者ふれあいサロン支援事業）
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第3号イ
	分野	高齢
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者
	事業内容	地域のサロンなど住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援します。
	実施方法	委託
	実施機関	社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会（R8予定）
2	事業名	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第3号ロ
	分野	高齢
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	主として65歳以上の高齢者及び町民
	事業内容	NPO、社会福祉法人、町内会、民生委員・児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネ

		ーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進します。
	実施方法	委託
	実施機関	社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会（R8予定）
	人員配置	生活支援コーディネーター
3	事業名	地域活動支援センター事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第3号ハ
	分野	障がい
	担当課	保険医療課
	支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者及び障がい児
	事業内容	障がい者等に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、障がい者等の地域生活支援を行います。
	実施方法	委託
	実施機関	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条の規定により愛知県知事の指定を受けた法人のうち、蟹江町長の承認を受けた法人
4	事業名	地域子育て支援拠点事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第3号ニ
	分野	こども・子育て
	担当課	こども福祉課
	支援対象者	乳幼児及びその保護者
	事業内容	地域で子育て親子の交流を促進する拠点を設置し、地域の子育て機能の充実、子育て中の不安解消、こどもの健やかな育ちを支援します。
	実施方法	直営・委託
	実施機関	直営：蟹江南子育て支援センター 委託：蟹江西子育て支援センター「にこにこ」
5	事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
	分野	生活困窮
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	生活困窮者及びその家族

事業内容	地域の福祉ニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などの実態把握に努めます。地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保をはじめ、多様な活躍の機会と役割を生み出せるよう支援します。
実施方法	直営
実施機関	介護福祉課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもり状態や地域や社会とのつながりが希薄など、自ら支援を求められない人、支援を拒否する人など、支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

当町では、「多機関協働事業」と「参加支援事業」とともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に一体的に実施し、支援機関のネットワークの中や民生委員・児童委員等と連携し地域に飛び出すことで、情報収集を行い、潜在的なニーズを抱える人に対し丁寧に働きかけていきます。

蟹江町のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制

No.	施策	
1	事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第4号
	分野	高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	複数の分野にまたがる複雑な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない者や支援を拒否する者等
	事業内容	支援ニーズを抱えているのに必要な支援が届いていない人に、支援を届けます。
	実施方法	委託
	実施機関	蟹江川以東：一般社団法人あいち福祉振興会 蟹江川以西：社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会
	人員配置	コミュニティソーシャルワーカー

(5) 多機関協働事業

支援機関等からつながれた複合化・複雑化した支援ニーズに対して支援を行います。

当町では、「参加支援事業」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」とともに、コミュニティソーシャルワーカーを中心に一体的に実施し、課題の解きほぐし等を行い、課題の把握、支援機関の役割分担、支援の方向性といった、支援関係者全体の調整などを行います。

蟹江町の多機関協働事業の体制

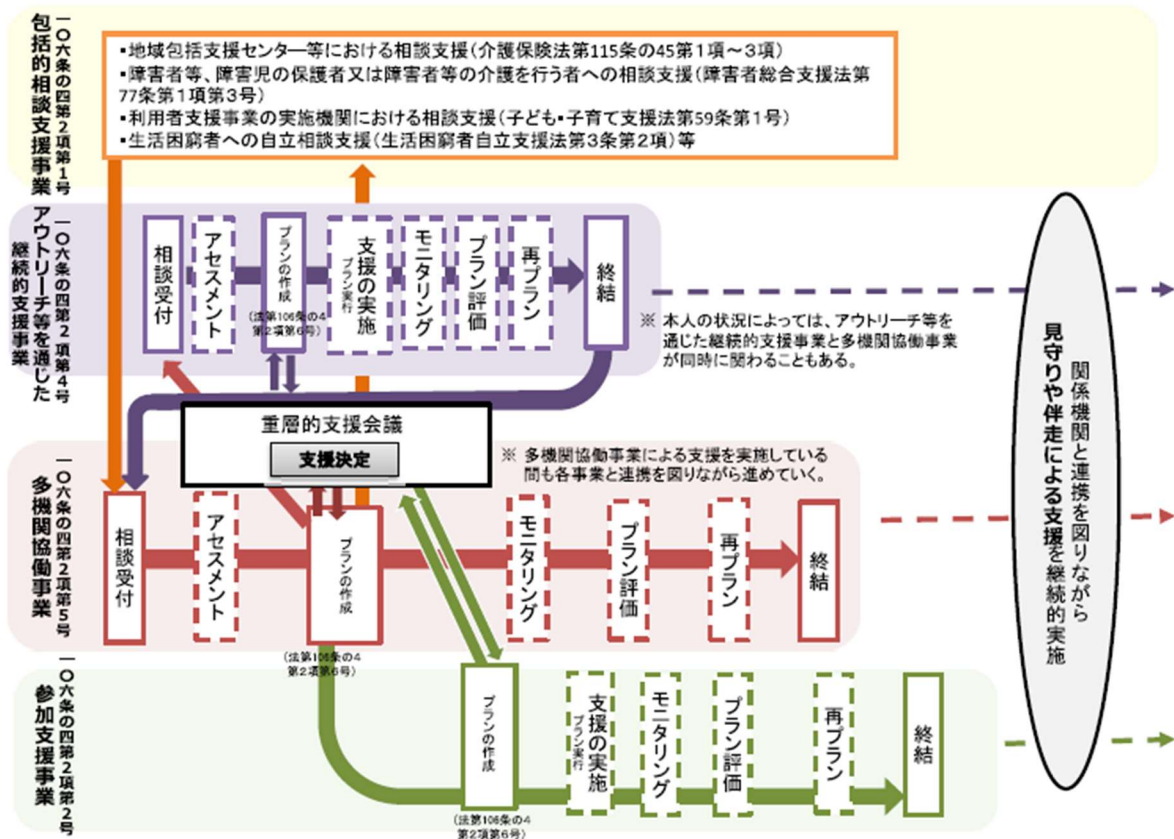
No.	施 策	
1	事業名	多機関協働事業
	根拠法令	社会福祉法第106条の4第2項第5号
	分野	高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮
	担当課	介護福祉課
	支援対象者	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者等
	事業内容	各相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない複合化・複雑化したケースには、「重層的支援会議」を開催します。 会議では、支援の方向性を決定するために、支援機関等の役割分担を明確にし、参加支援事業や地域づくり事業、アウトリーチ事業を組み合わせた支援プランを作成して適切な支援につなげます。 また、地域や支援機関等が課題を把握していながらも、支援につながっていない者に対しては、「支援会議」の開催により、支援機関等における情報共有や必要な支援につなげるための検討を行います。
	実施方法	直営・委託
	実施機関	直営：介護福祉課 委託：蟹江川以东：一般社団法人あいち福祉振興会 蟹江川以西：社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会
	人員配置	コミュニティソーシャルワーカー

2 会議体の設置・運営について

複合化・複雑化した支援ニーズを有する方や世帯に対して適切な支援になぐため、重層的支援会議及び支援会議を設置します。

	支援会議	重層的支援会議
主 催	介護福祉課	
根 拠 法 令	社会福祉法第106条の6	—
支 援 対 象 者	複合化・複雑化した支援ニーズを有する者等	多機関協働事業の利用者
情 報 共 有 の 本 人 同 意 の 有 無	なし（構成員に守秘義務を課します。）	あり
内 容	気になる事案の情報提供・情報共有 見守りと支援方針の理解 緊急性がある事案への対応	支援プランの適切性の協議 支援提供者による支援プランの共有 支援プラン終結時の評価 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
開 催 時 期	随時	
構 成 員	支援に関係する部署の町職員 コミュニティソーシャルワーカー 支援関係機関の職員 等	

重層的支援体制整備事業における支援フロー



出典：厚生労働省

重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて

蟹江町重層の支援体制整備事業実施計画

発行 蟹江町民生部介護福祉課

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話 0567-95-1111 F A X 0567-95-9188
